

商業・法人登記手続について

- ① 住居表示の実施によって本店又は登記された代表者の住所が変更となった場合は、住居表示の実施日から2週間以内に変更登記を申請してください。
- ② 申請書はA4の用紙に記載し、添付書類とともに左とじにして提出してください。
紙質は長期間保存（30年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ③ 申請書には受付シールを貼りますので、1枚目は上部5cm程度の余白を設けてください。
また、日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。
- ④ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。
鉛筆は使用できません。
- ⑤ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付してください。

五泉市内の商業・法人登記の管轄法務局は、
新潟地方法務局法人登記部門です。

新潟地方法務局 （管轄区域：新潟県内全域）

〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地
新潟地方法務総合庁舎

電話 025-226-0955

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照ください。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>